

官報

号外 昭和四十四年三月十三日

第六十一回国会 衆議院会議録 第十三号

昭和四十四年三月十三日(木曜日)

議事日程 第八号

昭和四十四年三月十三日

午後二時開議

第一 国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに石炭鉱業国有法案(多賀谷眞稔君外十四名提出)及び日本石炭公社法案(多賀谷眞稔君外十四名提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

永年在職の議員千葉三郎君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に

昭和四十四年三月十三日 衆議院会議録第十三号

議員請暇の件 永年在職議員の表彰の件

一任するの件(議長発議)

日程第一 国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後六時五十四分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

議員宇都宮徳馬君から、海外旅行のため、三月十八日から三十一日まで十四日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

永年在職議員の表彰の件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました千葉三郎君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

ここに議長の手元において起草いたしました文案があります。これを朗読いたします。

議員千葉三郎君は衆議院議員に当選すること十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

この際、千葉三郎君から発言を求められております。これを許します。千葉三郎君。

〔千葉三郎君登壇〕

○千葉三郎君 不肖、在職二十五年にあたり、院議をもつて丁重な表彰の御決議をいただきましたことは、身に余る光榮で、心から感謝申し上げる次第でございます。(拍手)

私は、いまから四十五年前、弱冠三十で当選したのが初めて、当時は加藤高明氏を首班とする護憲三派内閣でありました。普通選挙法が可決せられたのもそのときであります。納税上の制限が撤廃せられ、有権者は三百二十万から一挙に千二百四十万人に増加し、従来自由であった戸別訪問も厳に禁止せられました。予算は、一般会計と特別会計を合わせて三十億円で、今日からは想像もできません。議員は常に控え室におりましたから、議員間の親密と政党間の交流もきわめて濃厚でありました。こうした空気の中で、私は五カ年間を過ごしたのであります。

昭和五年、一たん政界を退き、若かりし夢を胸に抱いてアマゾンに渡り、日本人のための村づく

昭和四十四年三月十三日 衆議院會議録第十三号

りをなし、また、民間の重要な仕事にも関係いたしてまいりましたので、終戦後の昭和二十四年再び政界に復帰するまで、私には十八年間の政治空白があるのではありません。

願みると、昭和初頭の五カ年間には内閣の更迭は四回、したがって、その存続期間は平均一年三カ月であるのに反し、昭和二十四年から今日までの二十九年間には、内閣が成立すること十五回であります。総理は六名の交代であるので、実質上の内閣の存続期間は三年四カ月になっております。

このことは、昭和初頭には政党的発達が未熟で、藩閥や軍部に押されがちであったのでありますが、今日では議会制民主主義がようやくレールに乗ってきた証拠ではないかと存じます。

しかし、現在の若者の悩みと焦燥感、民主主義政治の現状に対する大衆の批判、さらに行動のすべては、自己を中心とした物質上の利害で判断して、社会的正、不正の観念を雨却し、あまつさえ、欲求のためには手段を選ばない風潮、これらの事態に対して現在の民主主義は解答を与え得るではありませんか。率直に言って、もの足りなさを感ずります。(拍手)すなわち、高度に発達した科学技術に即応し、さらに、道義と国家に対する責任及び崇高なる人類愛を基調とした、青年にも魅力のある新しい、正しい民主主義を開発して、これを育成する段階に迫られているのではないのでしょうか。(拍手)

私は、今日、本院から無上の榮譽を与えられま

水年在職議員の表彰の件 国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

した。この榮譽は、先輩、同僚議員各位の長年にわたる御指導と、及び私を支持してくださった選挙民と国民各位の御協力のためのものであります。まことに感激の至りであります。

私は、この御厚情に報ゆるため、今後とも、新しい議会民主主義確立のために最善の努力をささげる決意であることを申し上げまして、お礼のことばといたします。(拍手)

日程第一 国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(石井光次郎君) 日程第一、国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
内閣総理大臣 佐藤 榮作
昭和四十四年二月十四日
国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の

庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律
(国有財産特殊整理資金特別会計法の一部改正)
第一条 国有財産特殊整理資金特別会計法(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
特定国有財産整備特別会計法
(設置)
第一条を次のように改める。
第一条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第十五号)第五条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
第二条中「大蔵大臣」の下に、「運輸大臣及び建設大臣(以下「所管大臣」という。))を加え、同条に次の一項を加える。
2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては大蔵大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行なうものとする。
第三条を次のように改める。
(歳入及び歳出)
第三条 この会計においては、特定国有財産整備計画の実施により処分(他の会計に對し有

償で行なう)所管換、所屬替その他の所屬の移動を含む。以下同じ。)をすべき国有財産その他この会計に所屬する資産の処分による収入金、法令の規定による負担金で特定国有財産整備計画の実施に伴い徴収するもの、一般会計からの繰入金、借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。
第四条及び第五条を削る。
第六条の見出しを「(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)」に改め、同条中「大蔵大臣」を「所管大臣」に改め、「歳入歳出予定計算書」の下に、「繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予定計算書等」という。))」を、「作成し」の下に、「大蔵大臣に送付し」を加え、同条を第四条とし、第七条を第五条とする。
第八条第二項各号を次のように改める。

備計画の実施により処分(他の会計に對し有償で行なう)所管換、所屬替その他の所屬の移動を含む。以下同じ。)をすべき国有財産その他この会計に所屬する資産の処分による収入金、法令の規定による負担金で特定国有財産整備計画の実施に伴い徴収するもの、一般会計からの繰入金、借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。
第四条及び第五条を削る。
第六条の見出しを「(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)」に改め、同条中「大蔵大臣」を「所管大臣」に改め、「歳入歳出予定計算書」の下に、「繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予定計算書等」という。))」を、「作成し」の下に、「大蔵大臣に送付し」を加え、同条を第四条とし、第七条を第五条とする。
第八条第二項各号を次のように改める。

一 歳入歳出予算計算書等

二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに歳会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調査

第八条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(剰余金の繰入れ)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十一条の見出し中「作成」の下に「及び送付」を加え、同条中「大蔵大臣」を「所管大臣」に改め、「作成し」の下に「大蔵大臣に送付し」を加え、同条を第八条とする。

第十二条第二項第二号を次のように改める。

二 債務に関する計算書

第十二条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十一条 この会計において、特定国有財産整

昭和四十四年三月十三日 衆議院会議録第十三号

備計画による特定の国有財産の取得に要する費用を支弁するため必要があり、かつ、当該特定の国有財産の取得に伴い不用となる国有財産の処分による収入金をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の繰越し)

第十二条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができ。

第十三条を削り、第十四条を第十七条とし、同条の前に次の四条を加える。

(一時借入金等)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えして使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議

決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができ。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをした日から一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十一条第一項の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十三条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(一般会計との間における所管換等)

第十六条 特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産で一般会計に所属するものは、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所属替をするものとする。

2 この会計において、特定国有財産整備計画

の実施により取得した国有財産のうち庁舎その他の施設の用に供すべきものは、各省各庁の長(国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう)の所管に属する国有財産とするため、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

3 次の各号に掲げる場合には、この会計と一般会計との間において無償として整理するものとする。

一 前二項の規定により所管換又は所属替をする場合

二 第一項の規定によりこの会計に所管換又は所属替をした国有財産をその処分が行なわれるまで引き続き一般会計において使用させる場合

三 特定国有財産整備計画を実施するため必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産をこの会計において使用させるとき。

四 特定国有財産整備計画の変更その他当該計画の実施に関し政令で定める事情が生じた場合において、この会計又は一般会計に所属する国有財産につき、政令で定めるところにより、それぞれ一般会計又はこの会計に所管換若しくは所属替をし、又は使用をさせるとき。

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和四十四年三月十三日 衆議院會議録第十三号

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

三三〇

4 一般会計との会計との間において所管換をする場合には、国有財産法第十二条の規定は、運用しない。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第二条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「特定の庁舎等」を「庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産」に改め、「実施して」の下に、「国有財産」を加え、「使用を」と「活用を」とし、公共の利益の増進と公務の能率の向上」に改める。

第二条第一項中「行政財産」を「国有財産」、「行政財産」、「公共用財産」に、「第三条第二項」を「第二条第一項、第三条第二項」に、「行政財産」を「国有財産、行政財産、公共用財産」に改め、同条第二項中「これに附帯する工作物その他の施設(以下「附帯施設」という。）」を「その附帯施設」に改め、同条第四項を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

(特定国有財産整備計画)

第五条 大蔵大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産(特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所屬するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。)について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をするこ

とが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見をきいて、当該取得及び処分の基本的事項に關する計画(以下「特定国有財産整備計画」という。)を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分(国の内部において有償で行なう所管換及び所屬替を含む。以下同じ。)をするための当該国有財産の取得及び処分

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でないと認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地(以下この号において「建物等」という。)を取得するた

めの当該国有財産の取得及び処分(当該取得に係る建物等とあわせて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。)

(特定国有財産整備計画に係る事業の実施)

第六条 特定国有財産整備計画による庁舎等

の他の施設の用に供する国有財産の取得に関する事業として行なう建築物の營繕及びその附帯施設の建設は、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第九条の二第一項の規定の適用については、同項第三号ロに掲げる特別会計に係る建築物の營繕及びその附帯施設の建設に該当しないものとする。

2 前項の国有財産の取得に関する事業のうち、空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の規定により運輸大臣が設置する公共用飛行場(当該飛行場とあわせて設置すべき他の施設で法令の規定により運輸大臣が設置するものを含む。)に係るもの及び官公庁施設の建設等に関する法律第九条の二の規定により建設大臣が行なうもの以外のものは、政令で定めるところにより、大蔵大臣が行なう。

附則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 国有財産特殊整理資金特別会計の昭和四十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 昭和四十三年度内に使用されなかつた国有財産特殊整理資金の残額は、同年度の国有財産特殊整理資金特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金として、昭和四十四年度の特定国有財産整備特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

4 昭和四十三年度における一般会計の歳出予算のうち、次に掲げる経費で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に繰り越して使用することができる。

一 第二条の規定による改正前の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条の規定による特定庁舎等特殊整備計画により取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費

二 国有財産である庁舎その他の施設を処分し、当該処分に係る収入金額の範囲内において当該処分の相手方から取得する当該施設に代わる施設の取得に要する経費

5 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十四年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十三年度の同会計の歳入歳出決算上の剰余金のうち、同項第一号の経費に係る繰越しに相当する金額は、特定国有財産整備特別会計の昭和四十四年度の歳入に繰り入れるものとする。

6 附則第四項第一号の特定庁舎等特殊整備計画並びに同項第二号の施設の取得及び処分に関する政令で定める計画の実施による特定庁舎等又は施設の取得及び処分に関する事業で、この法律の施行の際まだ完了していないものに係る一般会計に所屬する権利義務は、政令で定めると

ころにより、特定国有財産整備特別会計に帰属するものとする。

7 前項に規定する計画で当該計画の実施による特定庁舎等又は施設の取得及び処分に関する事業がこの法律の施行の際まだ完了していないものは、第二条の規定による改正後の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条の規定による特定国有財産整備計画とみなして、改正後の同法及び特定国有財産整備特別会計法の規定を適用する。

8 附則第四項第二号に規定する施設でこの法律の施行前にその取得に係る契約につき予算をもって国会の議決を経たものについて、特定国有財産整備特別会計法第十六条第二項の規定により一般会計に所管換をする場合には、国有財産法第十三条第二項の規定は、適用しない。

9 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十一号を次のように改める。

三十一 特定国有財産整備計画による特定の

国有財産の取得及び処分に関すること。

第十條第二十三号を次のように改める。

二十三 特定国有財産整備計画による特定の

国有財産の取得及び処分に関すること。

10 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項第十二号の次に次の一

号を加え、同条第二項中「第十三号」を「第十二

号の二」に改める。

十二の二 特定国有財産整備特別会計の經理を行なうこと。

11 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)

の一部を次のように改正する。

第三條第二十七号を次のように改める。

二十七 特定国有財産整備特別会計の管理に
関すること。

理由

国有財産の適正かつ効率的な活用を一層推進するため、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の処分及びこれに代わる施設の取得に関する經理を一般会計と区分して行なうため、国有財産特殊整理資金特別会計を特定国有財産整備特別会計に改めるとともに、当該計画の実施に必要な規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長田中正巳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中正巳君登壇〕

○田中正巳君 ただいま議題となりました国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近土地利用の重要性がますます高まってきた情勢にかんがみ、国有財産のより有効な活用をはかるため、これまでの特定の庁舎等の集約立体化及び再配置のみでなく、その他の施設をも含み、広く国有財産についての処分及びこれにかわる施設の取得を計画的に実施することが適当であると認めまして、現行規定について所要の改正を行なうものであります。

すなわち、まず、国有財産特殊整理資金特別会計法の改正においては、本特別会計法の題名を特定国有財産整備特別会計法に改めるとともに、会計の所管大臣としては、これまでの大蔵大臣のほかに運輸大臣及び建設大臣を加え、また、この会計の歳入歳出としては、特定国有財産整備計画による国有財産の処分収入、法令の規定による負担金、一般会計からの繰り入れ金、借り入れ金等をもつてその歳入とし、特定国有財産整備計画による国有財産の取得費、借り入れ金の償還金及び利子、事務取り扱い費等をもつてその歳出とすることとし、さらに、特定国有財産整備計画による国有財産の取得経費を支弁するため必要があるときは、当該計画による国有財産の処分収入をもつて償還できる範囲内において借り入れ金をすること

し、所要の規定の整備をはかることといたしております。

次に、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の改正においては、従来の特定庁舎等特殊整備計画を特定国有財産整備計画に改め、特定の庁舎等にかかる整備のみにとどまらず、広く国の施設の用に供する国有財産について、その適正かつ効率的な活用をはかるために行なう処分及びこれにかわる施設の取得を計画の対象とすることとし、また、この計画による施設の取得に関する事業は、公共用飛行場にかかるものについては運輸大臣が、法令の規定による一般の庁舎の管理にかかるものについては建設大臣が、その他のものについては大蔵大臣が行なうことといたしております。

本案は、審査の結果、去る七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって、国有財産の管理及び処分については、一般会計、特別会計を通じて、これを統一的に処理すること等の附帯決議を付すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。本案を

昭和四十四年三月十三日 衆議院会議録第十三号

朗読を省略した議長の報告

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○西岡武夫君 本日の議事日程に掲げられた議案の趣旨説明は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後七時八分散会

出席政府委員

大蔵政務次官 上村千一郎君

朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和四十三年度中小企業の動向に関する年次報告

中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく昭和四十四年度において講じようとする中小企業施策についての文書

(政府委員退任)

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長あて、一日付をもって人事官島田巽は任期満了により退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(見込額書受領)

一、去る七日、内閣から地方交付税法第七条の規定に基づく昭和四十四年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る六日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 白濱 仁吉君(理事四宮久吉君去る二月十八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

柳田 秀一君

中谷 鉄也君

大蔵委員

大村 襄治君

文教委員

岡澤 完治君

社会労働委員

廣川シズエ君

農林水産委員

田澤 吉郎君

商工委員

中谷 鉄也君

予算委員

上林山榮吉君

正木 良明君

永末 英一君

白井 莊一君

橋本龍太郎君

北側 義一君

田澤 吉郎君

丹羽 久章君

西村 榮一君

岡澤 完治君

白井 莊一君

西村 榮一君

上林山榮吉君

小坂善太郎君

柳田 秀一君

神田 大作君

松本 善明君

吉田 賢一君

小坂善太郎君

福家 俊一君

大村 襄治君

中川 一郎君

三原 朝雄君

大蔵委員

春日 一幸君

文教委員

岡澤 完治君

社会労働委員

春日 一幸君

運輸委員

西村 直己君

予算委員

池田 禎治君

農林水産委員

岡澤 完治君

地方行政委員

池田 禎治君

大蔵委員

福家 俊一君

文教委員

麻生 良方君

社会労働委員

池田 禎治君

農林水産委員

池田 禎治君

予算委員

池田 禎治君

予算委員

池田 禎治君

岡澤 完治君

春日 一幸君

西村 直己君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

池田 禎治君

三三三

田中伊三次君 竹内 黎一君
野原 正勝君 橋本龍太郎君
浅井 美幸君 大橋 敏雄君
決算委員 根本龍太郎君
一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 華山 親義君 佐藤觀次郎君
地方行政委員 桂木 鉄夫君 河上 民雄君
小淵 恵三君 川崎 寛治君

法務委員 西村 榮一君 岡澤 完治君
外務委員 毛利 松平君 西村 英一君

大蔵委員 佐藤觀次郎君 田中 昭二君
堀 昌雄君

文教委員 岡澤 完治君 有島 重武君
西村 榮一君

社会労働委員 広川シズエ君 木部 佳昭君
農林水産委員 田澤 吉郎君 菅 太郎君

運輸委員 加藤 六月君 金子 岩三君
菅 太郎君 木部 佳昭君

西村 英一君 龜岡 高夫君
田澤 吉郎君 渡海元三郎君
毛利 松平君 山口 敏夫君
山口 敏夫君 加藤常太郎君
建設委員 川崎 寛治君 河上 民雄君
一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 中川 一郎君
一、去る十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 松野 幸泰君
大蔵委員 佐藤觀次郎君 有島 重武君
堀 昌雄君

文教委員 田中 昭二君
文工委員 田中 榮一君 西村 英一君
運輸委員 菅 太郎君 西村 英一君

通信委員 池田 順治君 沖本 泰幸君
龜岡 高夫君

安宅 常彦君 佐藤觀次郎君
麻生 良方君
浅井 美幸君

一、昨十二日、議長において、次の常任委員の辞

任を許可した。
海部 俊樹君 坂本三十次君
西村 英一君 福井 勇君
西村 英一君 橋口 隆君
西村 英一君 福井 勇君
福井 勇君 福井 勇君
福井 勇君 福井 勇君
福井 勇君 福井 勇君

二階堂 進君
沖本 泰幸君

決算委員 中谷 鉄也君 岡澤 完治君
柳田 秀一君 西村 榮一君
柳田 秀一君 西村 榮一君

大蔵委員 白井 莊一君 大村 襄治君
文教委員 西村 榮一君 岡澤 完治君

社会労働委員 上林山榮吉君 広川シズエ君
農林水産委員 小坂善太郎君 田澤 吉郎君

商工委員 柳田 秀一君 中谷 鉄也君
柳田 秀一君 中谷 鉄也君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

北側 義一君 田代 文久君
麻生 良方君 塚本 三郎君
大村 襄治君 田澤 吉郎君
丹羽 久章君 三原 朝雄君
浅井 美幸君 白井 莊一君
小坂善太郎君 上林山榮吉君
橋本龍太郎君 福家 俊一君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 渡部 一郎君
法務委員 松野 幸泰君
外務委員 伊藤惣助丸君
大蔵委員 岡澤 完治君 春日 一幸君

文教委員 春日 一幸君 岡澤 完治君
社会労働委員 春日 一幸君 岡澤 完治君
運輸委員 岡澤 完治君 池田 順治君

予算委員 江崎 真澄君 西村 直己君
池田 順治君 麻生 良方君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 田中 龍夫君 中川 一郎君
山口 敏夫君

地方行政委員	石田幸四郎君	大野 潔君	大蔵委員	堀 昌雄君	有島 重武君	佐藤觀次郎君	有島 重武君	一、去る六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
大蔵委員	伊藤宗一郎君	広沢 直樹君	文教委員	西村 榮一君	田中 昭二君	文教委員	田中 榮一君	石炭対策特別委員 大橋 敏雄君
文教委員	櫻内 義雄君	八木 徹雄君	文教委員	岡澤 完治君	橋口 隆君	文教委員	橋口 隆君	一、去る五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
社会労働委員	大野 潔君	石田幸四郎君	社会労働委員	木部 佳昭君	廣川シズエ君	社会労働委員	玉置 一徳君	産業公害対策特別委員
農林水産委員	増岡 博之君	伏木 和雄君	農林水産委員	菅 太郎君	田澤 吉郎君	農林水産委員	佐藤觀次郎君	一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。
予算委員	金子 岩三君	野原 正勝君	運輸委員	山口 敏夫君	田澤 吉郎君	予算委員	安宅 常彦君	一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
決算委員	田中 角榮君	鈴木 善幸君	建設委員	渡海元三郎君	亀岡 高夫君	決算委員	池田 禎治君	公青紛争処理法案
内閣委員	二階堂 進君	園田 直君	通信委員	金子 岩三君	菅 太郎君	通信委員	福井 勇君	一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。
地方行政委員	木村 武雄君	根本龍太郎君	建設委員	西村 英一君	加藤 六月君	建設委員	坂本三十次君	公害に係る被害の救済に関する特別措置法案
法務委員	矢野 絢也君	波部 一郎君	予算委員	河上 民雄君	川崎 寛治君	予算委員	亀岡 高夫君	（角屋堅次郎君外十三名提出）
外務委員	佐藤觀次郎君	華山 親義君	内閣委員	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	小淵 恵三君	内閣委員	田澤 吉郎君	（特別委員辞任）
外務委員	小淵 恵三君	川崎 寛治君	法務委員	一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。	菅 太郎君	法務委員	浅井 美幸君	一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
外務委員	岡澤 完治君	西村 榮一君	大蔵委員	堀 昌雄君	田中 昭二君	大蔵委員	山口 鶴男君	肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案
外務委員	西村 英一君	毛利 松平君	大蔵委員	堀 昌雄君	田中 昭二君	産業公害対策特別委員	加藤 万吉君	真珠養殖等調整暫定措置法案

一、去る七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

中小商業振興法案(玉置一徳君外一名提出)

(議案受領)

一、去る五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

自然公園法の一部を改正する法律案

一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公害に係る健康上の被害の救済に関する法律案

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

児童手当法案

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

社会保障基本法案

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

地価公示法案(内閣提出第六二二号)

建設委員会 付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

漁業近代化資金助成法案(内閣提出第四三三号)

農林水産委員会 付託

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五四四号)

交通安全対策特別委員会 付託

一、去る五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一七号)

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出第七二二号)

以上二件 農林水産委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小商業振興法案(玉置一徳君外一名提出、衆法第一一号)

商工委員会 付託

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

児童手当法案(鈴木一弘君外一名提出、参法第二号)(予)

出産手当法案(藤原道子君外一名提出、参法第三号)(予)

以上二件 社会労働委員会 付託

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

社会保障基本法案(多田省吾君外一名提出、参法第四号)(予)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十四年度一般会計予算

昭和四十四年度政府関係機関予算

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小商業振興法案(玉置一徳君外一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

報告書

一 議案の要旨及び目的

国有財産の適正かつ効率的な活用を一層推進するため、特定庁舎等特殊整備計画に基づく特定庁舎等の処分による収入金を積み立てる資金会計である国有財産特殊整理資金特別会計を、特定庁舎等のみでなくその他の施設をも含めた特定国有財産整備計画に基づく特定の国有財産の処分及びその代替施設の取得に関する事業を行なう特定国有財産整備特別会計に改め、一般会計と区分して経理を行なうとともに当該計画の実施に必要な規定の整備を図ることとし、次の改正を行なうこととしている。

(一) 国有財産特殊整理資金特別会計法の一部改正

正 1 題名を「特定国有財産整備特別会計法」に改める。

2 この会計の管理は、大蔵大臣のほか運輸大臣及び建設大臣が行なう。

3 この会計の歳入及び歳出は、次のとおりとする。

イ 歳入

特定国有財産整備計画による国有財産

の処分収入、負担金、一般会計からの繰入金、借入金等

ロ 歳出

特定国有財産整備計画による国有財産の取得費用、借入金の償還金及び利子、事務取扱費等

4 この会計において、特定国有財産整備計画による国有財産の取得費用を支弁するためが必要があり、関係の国有財産の処分収入によつて、償還できる見込みがあるときは、借入金をすることができる。

5 その他この会計の運営手続に関する規定を整備する。

(二) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正

1 大蔵大臣は、官庁庁舎の集約化及び再配置を対象とする「特定庁舎等特殊整備計画」に代えて、ひろく官庁庁舎その他の国の施設の処分及びその代替施設の取得を対象と

する「特定国有財産整備計画」を定める。

2 特定国有財産整備計画による国有財産の取得に関する事業は、公共用飛行場に係るものについては運輸大臣が、官公庁施設の建設等に関する法律の規定による一般の庁舎の営繕に係るものについては建設大臣が、その他のものについては大蔵大臣が行なう。

(三) その他一般会計からこの会計への権利義務の引継等所要の経過措置を定める。

二 議案の可決理由

土地利用の重要性がますます高まつている現況にかんがみ、国有財産のより有効な活用を図り、公共の利益の増進と公務の能率の向上に資する今回の措置は時宜を得た適当なものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十四年度において、国有財産処分収入約五、七二二百万円、前年度剰余金受入約四、一五四百万円及び雑収入約三八五百万円、合計約一〇、二六〇百万円を歳入に計上し、特定国有財産整備費約七、四五一百万円、事務取扱費約二九百万円及び予備費約七〇〇百万円、合計約八、一八〇百万円を歳出に計上している。
右報告する。

昭和四十四年三月七日

大蔵委員長 田中 正巳

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
国有財産の管理及び処分については、一層その適正を期するため、次のごとく措置すべきである。

一 国有財産の管理及び処分については、一般会計、特別会計を通じ、これを統一に行ない、国有財産の利用の一層の効率化を図るよう努めること。

二 政府所有の国有財産たる有価証券については、その処分及び評価が適正に行なわれるよう適切な措置を講ずること。

三 庁舎その他の施設の用に供する国有財産の処分については、都市の健全な発展と秩序ある整備に資するため、これらの適正かつ効率的な活用に留意すること。

四 大都市周辺の河川敷地については、その公共用物たる性格にかんがみ、公園、広場、運動場等に開放するよう可及的速やかに措置すること。

衆議院會議録第十二号(一)中正誤

ハシ 段 行 誤 正

二四 一 三 これを これと

二五 四 三 再び

二七 四 元 佐木々良作君 佐々木良作君

衆議院會議録第十二号(一)中正誤

ハシ 段 行 誤 正

二五 上 末五 齋藤輝 齋藤輝

三〇 上 三 受ける 受け入れる

昭和四十四年三月十三日 衆議院會議録第十三号

三二七

昭和四十四年三月十三日 衆議院會議録第十三号

三三八

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)